仙台市病院規程第二十三号

仙台市市立病院職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

会和七年九月三十日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年仙台市病院規程第五号)の一部を次のように改正する。

現行

改正後

(育児時間)

第十八条 育児時間は、生後二年に達しない子(民法(明治二 十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の規定によ り職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁 組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であっ て当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年 法律第百六十四号)第二十七条第一項(同項第三号に係る部 分に限る。以下この項において同じ。)の規定により同法第 六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ れている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員 (同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同 項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組 里親として**当該児童**を委託することができない職員に限 る。) に同法第二十七条第一項の規定により委託されている 当該児童を含む。第二十一条第一項、第二十六条の二、第三 十二条の二 (第四項を除く。) 及び別表第二において同 じ。)を育てる職員が請求した場合において与えるものと し、その時間は、休憩時間のほか、一日二回それぞれ四十五 分(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち 第二条第三項又は第四項の規定により割り振られた一日の勤 務時間が五時間以内のものにあっては、一日一回三十分又は 四十五分) その子を育てるために必要な時間とする。ただ し、管理者が必要と認める場合には、一日について二回を超 えず、かつ、九十分を超えない範囲内で、一回につき三十分 以上で四十五分に十五分を単位として増減した時間とするこ とができる。

(家庭支援休暇)

第二十九条 [略]

- 2 家庭支援休暇の単位は、一日又は一時間とし、一時間を単位とする家庭支援休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間(介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 3 [略]

(介護部分休業)

第三十条 [1~5 略]

6 介護部分休業は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又 は終業の時刻まで連続した二時間(仙台市市立病院職員の育 児休業等に関する規程(平成四年仙台市病院規程第八号)第 三条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承 認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内 の時間とする。 (育児時間)

第十八条 育児時間は、生後二年に達しない子(民法(明治二 十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の規定によ り職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁 組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であっ て当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年 法律第百六十四号)第二十七条第一項(同項第三号に係る部 分に限る。以下この項において同じ。)の規定により同法第 六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ れている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員 (同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同 項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組 里親として**児童**を委託することができない職員に限る。) に 同法第二十七条第一項の規定により委託されている当該児童 を含む。第二十一条第一項、**第二十六条の二、第三十条の二 第二項**、第三十二条の二(第四項を除く。)及び別表第二に おいて同じ。)を育てる職員が請求した場合において与える ものとし、その時間は、休憩時間のほか、一日二回それぞれ 四十五分(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員 のうち第二条第三項又は第四項の規定により割り振られた一 日の勤務時間が五時間以内のものにあっては、一日一回三十 分又は四十五分) その子を育てるために必要な時間とする。 ただし、管理者が必要と認める場合には、一日について二回 を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内で、一回につき三 十分以上で四十五分に十五分を単位として増減した時間とす ることができる。

(家庭支援休暇)

第二十九条 [略]

2 家庭支援休暇の単位は、一日又は一時間とし、一時間を単位とする家庭支援休暇は、一日を通じ四時間(介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、四時間から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

3 [略]

(介護部分休業)

第三十条 [1~5 略]

6 仙台市市立病院職員の育児休業等に関する規程(平成四年 仙台市病院規程第八号)第三条第一項の規定による同条第二 項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて 勤務しない時間がある日の介護部分休業については、一日に つき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間 を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 [新設]

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意 向確認等)

第三十条の二 管理者は、職員が管理者に対し、その配偶者、父母、子、配偶者の父母又は第二十九条第一項第一号イからトまでに掲げる者(同号イ及びへに掲げる者以外の者にあっては、職員と同居しているものに限る。)が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「申告等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 「略]

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十条の三 管理者は、介護両立支援制度等の<u>申告等</u>が円滑 に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければ (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確 認等)

- 第三十条の二 管理者は、仙台市職員の育児休業等に関する規則(平成四年仙台市規則第四十二号)第五条の五第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (次号において「出生時両立支援制度等」という。) その 他の事項を知らせるための措置
  - 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(次項第二 号、次条第一項及び第三十条の四において「請求等」とい う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - 三 仙台市職員の育児休業等に関する規則第五条の五第一項 の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する 申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に 発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生 活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申 出職員の意向を確認するための措置
- 2 管理者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (次号において「育児期両立支援制度等」という。) その 他の事項を知らせるための措置
  - 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を 確認するための措置
  - 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向 を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しな ければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意 向確認等)

第三十条の三 管理者は、職員が管理者に対し、その配偶者、父母、子、配偶者の父母又は第二十九条第一項第一号イからトまでに掲げる者(同号イ及びへに掲げる者以外の者にあっては、職員と同居しているものに限る。)が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の**請**求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 「略]

(勤務環境の整備に関する措置)

**第三十条の四** 管理者は、介護両立支援制度等の**請求等**が円滑 に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければ

| ならない。   | ならない。   |
|---------|---------|
| [一~三 略] | [一~三 略] |

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(市立病院経営管理部総務課)